

ID: 181

担当部署: 地域整備課

処分の概要	駐車場の使用許可		
例規名 根拠条項	大河原町営住宅条例 第58条		
例規番号	平成9年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第58条及び第59条の規定による。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第58条 駐車場を使用しようとする者は、町長の許可を得なければならない。</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第59条 駐車場を使用しようとする者は、次の各号に掲げる条件を具備するものでなければならない。</p> <p>(1) 町営住宅の入居者又は同居者であること。</p> <p>(2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。</p> <p>(3) 駐車場の使用料を支払うことができること。</p> <p>(4) 第43条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日